

杖道級位審査規則

級位審査規程（昭和 51 年 4 月 1 日施行）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）は、剣道の理念及び全剣連の寄付行為に基づき、級位の審査及び授与について定める。

（級位及び付与基準）

第 2 条 ①級位は、一級から三級までとする。ただし、全剣連の加盟団体（以下「加盟団体」という）が、四級以下の級位を定めることを妨げない。
②級位は、杖道称号・段位審査規則（平成 12 年 4 月 1 日施行）に規定する初段の基準に依拠するものとし、杖道の基本を修習し、技倆相当なるものに与えられる。

（加盟団体による審査等）

第 3 条 ①級位の審査及び授与は、全剣連会長が、加盟団体に委任して行う。ただし、加盟団体が当該加盟団体に登録する団体に委任することを妨げない。
②前項の審査及び授与はこの規則によるほか、別に定めるところによる。

（受審資格）

第 4 条 ①級位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員でなければならない。
②前項に規定するもののほか、級位を受審資格は、加盟団体の定めるところによる。

（審査方法等）

第 5 条 ①一級から三級までの審査は、別に定める実技について行う。
②前項に規定するもののほか、級位審査の方法及び運営並びに級位の授与（証書の授与を含む）及び登録は、加盟団体の定めるところによる。
③級位の審査料及び登録料は、加盟団体の定めるところによる。

附則

（施行期日）

この規則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

杖道級位審査実施要領

杖道級位審査規則第 5 条第 1 項の「実技」は、次の各号で定めるところにより行うものとする。

- 1、一級 全剣連杖道の礼法及び基本の単独動作 3 本、全剣連杖道 3 本（「仕」・「打」交代して行う）
- 2、二級 全剣連杖道、太刀の礼法、持ち方、構え方、構えの解き方、基本の単独動作 3 本
- 3、三級 全剣連杖道、杖の礼法、姿勢、構え方、基本の単独動作 3 本